

資料1 鎌倉市環境基本条例

鎌倉市環境基本条例

平成6年12月27日
条例第10号

鎌倉市環境保全基本条例(昭和47年3月条例第26号)の全部を改正する。
(目的)

第1条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市の施策)

第8条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(規制、助成等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月26日条例25)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者(市職員を除く。)の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。